



目次	ページ
規則	
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	1
◎高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
○高知県自動車税・自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 (税務課)	1
◎地域総合整備資金の平成20年度の貸付に係る徴収事務の委託 (市町村振興課)	2
○救急病院の認定 (医療業務課)	2
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	2
○種畜証明書の返納の通報 ()	2
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	2
○保安林の解除の予定 ()	2
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	3
○道路の供用開始 (2件) ()	3
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	3
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	3
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (伐倒及び薬剤による防除) (林業改革課)	4
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (薬剤による防除) ()	4
高知県教育委員会告示	
◎高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定 (教育委員会事務局生涯学習課)	4
◎高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定 ()	4
◎高知県立高知青少年の家及び高知県立	

青少年体育館の指定管理者の指定 ()	5
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	5
高知県人事委員会規則	
◎高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則	9
入札公告	
○一般競争入札 (平成21年度高知県総合防災情報システム運用保守業務委託) の公告 (危機管理課)	9
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行 (住宅課)	10

規 則

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月23日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第13号
高知県財産規則の一部を改正する規則
高知県財産規則 (昭和39年高知県規則第19号) の一部を次のように改正する。
第116条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。
第117条ただし書中「第94条」を「第94条第1項」に、「及び」を「又は」に改める。
第118条中「及び別記第18号様式の2」を「又は別記第18号様式の2」に改める。
第119条中「及び」を「又は」に改め、同条ただし書中「この限りでない」を「これらの様式によらないことができる」に改める。
第120条中「及び」を「又は」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、電子計算機によって記録されたもので、債務者個々の債権の整理の状況が明らかにされている場合は、これらの様式によらないことができる。
第158条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同条第2号中「完成したとき」を「完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき (法律の規定により債務者の援用を待たずに消滅する債権にあっては、その消滅時効が完成したとき。)」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月23日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第14号
高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則
高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則 (平成13年高知県規則第153号) の一部を次のように改正する。
第14条中「268,000円」を「214,000円」に改める。
別表第1中「第62条」を「第62条第1項」に改める。
別記第11号様式別紙の2中

「

入居者氏名	年齢	入居の有無	入居者の年齢

」を

「 (空き室の場合は、その旨記載してください。) 」を削る。

附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第178号
高知県税規則 (昭和33年高知県規則第11号) 第73条の3第3項 (同規則第81条の3第7項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、高知県自動車税・自動車取得税証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。
平成21年3月23日
高知県知事 尾崎 正直

1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称

所在地	名称
高知市大津乙	社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支

1879番地5	部
高知市長浜 3106番地3	社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務 取扱所

2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称

所在地	名称
高知市大津乙 1879番地5	社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支 部
高知市長浜 3106番地3	社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務 取扱所

3 指定期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

高知県告示第179号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき地域総合整備資金の平成20年度の貸付けに係る徴収事務(調定事務を除く。)を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託年月日
東京都千代田区平河 町二丁目5番6号	財団法人地域総合整 備財団	平成21年3月6 日

高知県告示第180号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効 期限
森 澤 病 院	安芸市本町二丁目13 -32	平21・3・ 20	平24・3・ 19

高知県告示第181号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号 等	申請の事由	変更後	変更前
平20高知県1第 19号 千代美晴(全和 褐200) 牛 褐毛和種	種畜の飼養 者の住所及 び氏名の変 更	土佐清水市 足摺岬放牧組 合	高岡郡佐川町 高知県畜産試 験場

高知県告示第182号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の返納があった旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	飼業者の住所及び氏名	返納の理由
平20高知県1第7号 嶺光(全和褐原94) 牛 褐毛和種	土佐清水市 足摺岬放牧組合	廃用のため

高知県告示第183号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川170の10
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第184号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡東洋町野根字海浜丙2176の47、52
- 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由
指定理由の消滅
高知県告示第185号

安芸市津久茂町及び西浜の各一部地区、土佐清水市松尾の一部地区、香美市香北町古井並びに香北町西峯、物部町大柄、物部町山崎及び物部町仙頭の各一部地区、吾川郡仁淀川町大平及び大屋の各一部地区、高岡郡佐川町西山、古畑、西組、中組及び東組の各一部地区、同郡日高村沖名の一部地区、同郡四万十町金上野及び峰ノ上の各一部地区並びに幡多郡大月町平山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 安芸市
- (2) 土佐清水市
- (3) 香美市
- (4) 仁淀川町
- (5) 佐川町
- (6) 日高村
- (7) 四万十町
- (8) 大月町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 安芸市津久茂町及び西浜の各一部
平成18年度及び平成19年度
- (2) 土佐清水市松尾の一部
平成15年度から平成17年度まで
- (3) 香美市香北町古井並びに香北町西峯、物部町大柄、物部町山崎及び物部町仙頭の各一部
平成18年度及び平成19年度
- (4) 吾川郡仁淀川町大平及び大屋の各一部
平成17年度から平成19年度まで
- (5) 高岡郡佐川町西山、古畑、西組、中組及び東組の各一部
平成19年度及び平成20年度
- (6) 高岡郡日高村沖名の一部
平成18年度及び平成19年度
- (7) 高岡郡四万十町金上野及び峰ノ上の各一部
平成18年度及び平成19年度
- (8) 幡多郡大月町平山の一部
平成15年度及び平成16年度

3 成果の名称

- (1) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (2) 土佐清水市地籍図及び地籍簿

- (3) 香美市地籍図及び地籍簿
- (4) 仁淀川町地籍図及び地籍簿
- (5) 佐川町地籍図及び地籍簿
- (6) 日高村地籍図及び地籍簿
- (7) 四万十町地籍図及び地籍簿
- (8) 大月町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
平成21年3月23日

高知県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城川橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡樽原町宮野々335番から 高岡郡樽原町広野45番5まで	前 A	3.6 } 20.0	315
	B	8.0 } 72.0	
高岡郡樽原町宮野々310番1から 高岡郡樽原町広野45番1まで	後	8.0 } 72.0	165

高知県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 土居五台山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市稲生字見舞坂454番2から 南国市稲生字大清水山田466番1まで	前	3.5 } 5.0	55
	後	3.5 } 24.0	

高知県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市宗呂字堂ヶ藪山丙3821番1から 土佐清水市宗呂字ソダガ谷口丙103番2まで	260	平成21年3月23日

高知県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土居五台山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長	供用開始年月日

	(メートル)	
南国市稲生字見舞坂454番2から 南国市稲生字大清水山田466番1まで	55	平成21年3月23日

高知県告示第190号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

南国市十市字上田河原3536番4から宇田岳寺3551番地先に至る延長225メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年3月11日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年3月11日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年3月11日	特定非営利活動法人 土佐人	中野 元 憲	宿毛市中央一丁目1番11号	この法人は、高知県下において豊かな自然環境を活かした、農水産業を守り育て地域作りに貢献できる人材を育成するため、移住希望者に対して技術援助等の支援活動を行うとともに、環境保全型一次産業の推進を通じて、多様な環境創造、地域社会の活性化と福祉の増進を図り、もって自

			然豊かな高知県の地域振興政策発展に寄与することを目的とする。
--	--	--	--------------------------------

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域

高知市、室戸市、宿毛市及び土佐清水市並びに安芸郡安田町並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部林業改革課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成21年3月23日から平成22年2月28日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するもの

とし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成21年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域

宿毛市及び土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部林業改革課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成21年3月23日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただ

し、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第4号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第14条の規定により指定管理者の指定をしたので、次のとおり告示する。

平成21年3月23日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

- 1 施設の名称
高知県立塩見記念青少年プラザ
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市小津町6番4号
青少年育成高知県民会議
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県教育委員会告示第5号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月23日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

- 1 施設の名称
高知県立香北青少年の家
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香美市香北町美良布1211番地
株式会社香北ふるさと公社
- 3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県教育委員会告示第6号

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）第14条第1項及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）第14条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第18条第1号及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第18条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月23日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

- 1 施設の名称
高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
財団法人高知県青年会館
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

監 査 公 表

監査公表第5号

平成21年3月23日

- 高知県監査委員 樋口 秀洋
- 同 黒岩 直良
- 同 坂本 千代
- 同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成21年1月19日 高知市 田所辨蒔ほか1名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、平成21年3月3日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

(原文登載)

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

- 1 請求人
高知市 田所 辨蒔
高知市 森 武彦

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

高知県（以下「県」という。）土木部道路課（以下「道路課」という。）が、平成20年1月に土佐はちきん連合（以下「本件団体」という。）の会長及び副会長

（以下「会長等」という。）に支出した旅費17万8,064円は違法・不当である。

本件の公金支出の違法性を確認し、県に返還を行うよう勧告すること。

(2) 請求の理由（要約）

ア 県は、平成20年1月20日の県の道路整備を考える県民総決起大会（以下「県民総決起大会」という。）の報告を国土交通省幹部及び国会議員に行うことを目的として、本件団体の会長等に上京の費用を旅費として支給した。

本件団体は、道路問題に取り組む住民団体とされているが、その事務は道路課内に事務局を置き、同課の職員が会員を兼ね、公務時間内に公費を費やし、県の消耗品（財産）を用いて業務を行っている。

イ 本件団体が作成、公表した資料は、ほとんどが道路課職員によって作成されている。道路課は、本件団体が要望することはマスコミへの露出度も期待されることなどを公金支出の理由としている。これは、県民世論の盛り上がりを買って、公共事業の見直しを阻止することを狙った自作自演である。

ウ 暫定税率とその配分について、県民の世論は分かっていた。県の各分野では、福祉、医療、農林漁業、教育など切実な課題が山積みし、住民による自主的な団体の結成、署名、集会、陳情等を繰り返している。特定の課が自分達に都合の良いマスコミ対策に役立つなどとして公金を負担し、特定のグループのみを保護、支援するのは公正、公平を欠き許されることではない。

エ 県民総決起大会の報告を国土交通省、国会議員に行うことは、県の担当職員で十分可能である。所要時間も1時間30分程度のことであり、道路課が外部に依頼する客観的根拠はなく、不要、不急の誤った公費の支出である。

オ 住民運動を財政的に支援するなら条例や要綱等で法的整備を行い、関連予算を計上し議会の承認を受けることが県政執行の原理、原則である。

カ 県は、従前、特定課が特定団体と癒着し事務局を担当することを廃止した経緯がある。本件支出は、県の内部規律にも反し合理的理由がない。

キ 道路課は、支出の根拠に「出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例」（以下「条例」という。）第1条第2項第14号を適用したと説明しているが、本件の事例のような場合は第14号の運用としては想定されていない。本件の事例は労務の提供ではなく、意思表示の依頼であり第14号に該当していない。

特定の団体だけにこの規定を適用するのは、公正、公平を欠いた公金支出であり県財政逼迫のあり、許されることではない。

また、本件では、公務補助の依頼を行ったことを証する公文書が存在しないし、外部に依頼しなければ目的が達せられない事情はない。

(3) 事実を証する書面

- ア 平成20年1月23日起案の回議書
- イ 旅行命令（依頼）簿、旅費計算書、陸路計算書等
- ウ 本件団体会則及び名簿
- エ 本件団体プロフィール（案）
- オ 道路整備の促進と財源の確保を求める緊急決議
- カ 道路特定財源の暫定税率廃止による影響（道路課）
- キ 道路特定財源の暫定税率廃止による影響（本件団体）ほか

3 請求の要件審査

本件請求は、平成21年1月19日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

- (1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成21年1月26日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
- (2) 執行機関に対して、同日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

- 請求の趣旨及び陳述内容から、次の事項を監査対象とした。
 - (1) 本件旅費の支出が条例第1条第2項第14号に規定する公務の補助に当たるか否か。
 - (2) 公務の補助を依頼する必要性があったか否か。
 - (3) 公務の補助の依頼について、公平性を欠き裁量権の濫用あるいは逸脱に当たるか否か。

3 監査対象機関

本件団体の会長等に支出した旅費に関する事務を所管している道路課を監査対象機関とした。

第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 旅費支出の根拠

ア 条例の概要

本件団体の会長等に対する旅費の支出の根拠として、道路課は、条例第1条第2項第14号に該当する

ものであると説明している。

この条例第1条には、出頭者、鑑定人等に支給する報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにそれらの支給方法が定められている。また、出頭者、鑑定人等の範囲は同条第2項各号に規定されており、その内容は別紙のとおりである。

イ 公務の遂行の補助について

(ア) 一般的に公務とは、国又は地方公共団体の事務を、これに従事する者の面からとらえていう場合に用いられており、その事務が法令により直接定められているものであるかどうかを問わないとされている。

また、公務の補助について、平成12年9月29日高知地方裁判所判決（平成10年（行ウ）第16号）は、「公務とは、公務員の職務遂行のための行為及びこれに密接に関連する行為をいい、私人による旅行が県の行政目的に合致する点が存するとしても、そのことのみによって直ちに、当該旅行が右の意味における公務の補助に該当するということとはできない」としている。

(イ) 条例を所管している行政管理課は、次のaからcまでの要件をすべて満たしている場合には、公務の補助に該当すると回答している。

- a 県職員が公務として参加していること。
- b 旅行依頼の対象者を県が選定していること。
- c 旅行依頼の内容が、県職員の職務遂行のための行為及びこれに密接に関連する行為に当たること。

(ウ) 条例第1条第2項第14号に規定する公務の遂行の補助について、道路課は次のように説明している。

- a 本県の道路整備の促進という県の施策と同じ目的を持っている本件団体と協働して活動することは、県の施策を推進する上で大切であり、要望への同行は公務の補助に当たると判断した。
- b 県の要望活動をより効果的にするために、時間を指定した上で遠隔地への旅行を依頼するなど、特別の負担を強いて公務の遂行を補助してもらうことは、意思表示ではなく、労務の提供であると考えている。

ウ 県の依頼

道路課は、回議書により旅行者の選定の決裁をしているが、公文書による依頼は行っておらず、口頭で依頼したと説明している。

なお、今回の旅費の支出は、県民総決起大会の一環として行う報告、要望活動に対するものであり、道路課長は、改めて文書での依頼は行わなかったと説明している。

(2) 旅行命令の内容

ア 目的

回議書及び旅行命令簿によると、県民総決起大会の報告、県の道路整備の推進及び必要な財源を確保するための要望（以下「要望活動」という。）を行うためと記載されている。

イ 支出の相手方

本件団体の会長に7万2,356円、副会長に7万4,096円を支出している。

ウ 日程

平成20年1月30日から31日までの2日間

エ 必要性及び公平性

国への要望活動に会長等が参加する必要性について、道路課は、「県内各地で日頃から積極的な活動を行っている女性達が、日々の生活体験に基づき道路整備の必要性を要望することは、県の職員では十分に伝えることができない臨場感があり、説得力がある。」と説明している。

また、他の団体との公平性について、道路課は、「本件団体は、目的を同じくする県や市町村、道路を利用する団体と共に活動しており、県も活動に際しての連絡役が主な事務であり、特別に保護、支援しているものではない。」と説明している。

オ 要望活動の内容

(ア) 要望者

要望を行った者は、次のとおりである。

- a 本件団体の会長、副会長及び会員3名
- b 道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会（以下「地方協議会」という。）の会長及び副会長
- c 高知県道路利用者会議（以下「利用者会議」という。）の会長及び副会長
- d 道路課長、道路課担当職員（会員）及び高知県東京事務所の職員

(イ) 要望先

- a 国土交通大臣及び技監
- b 国土交通省道路局長、同次長、官房審議官及び路政課長ほか道路関係課長4名
- c 県関係国会議員7名

(ウ) 要望書等の作成者

要望書及び県民総決起大会の報告書は、地方協

議会、利用者会議及び本件団体の事務局である道路課が作成している。

(エ) 日程等

今回の要望活動は、平成20年1月30日に行われている。

なお、要望先及び時間の設定などの調整は、道路課が行っている。

(オ) 要望内容等

国への要望活動の目的は、県民総決起大会の報告及び道路整備の促進と財源の確保を求めるものであった。また、要望活動の内容は、緊急要望書を国土交通省等に手渡し、道路特定財源の維持及び県の遅れている道路状況について訴えるものであった。

要望者名は、本件団体会長、地方協議会会長、利用者会議会長名の連名となっており、県の名称はない。

なお、県は、国に対して1.5車線の道路整備といった提案及び産業振興を支援するとともに、南海地震時等に命の道となる四国8の字ネットワークの整備促進の要望などの活動を行っている。

(3) 本件団体について

ア 団体の概要

(ア) 発足に至る経緯

本件団体が発足した経緯について、道路課は次のように説明している。

- a 県内各地でそれぞれ独自に道路整備の促進のために活動している女性が県の道路整備に関する会合へ参加した時などに、道路課が紹介し、これをきっかけに本件団体をつくることとなった。
- b その中で、それぞれの活動について、情報交換をすることや結束して活動の場を広げたいとの話が出て、道路課に連絡役として事務局を置くこととなった。

(イ) 結成年月日及び会員の構成

本件団体は、平成19年8月1日に結成されている。会員数は6人で、その内訳は民間5人、県職員1人となっている。

(ウ) 事務局

道路課内に本件団体の事務局を設置したことについて、道路課は、「会員が東は北川村、西は大月町まで遠隔地に在住することから、お互いの連絡や情報を共有するために連絡役として置いた。」と説明している。

(エ) 事務局の業務

事務局の業務は、会員の活動に関する情報を共有するための連絡調整及び活動状況の取りまとめである。

なお、業務の中に、会計事務は含まれていない。

また、県に事務局を置く任意団体に関する要綱等の特別な定めは県にはない。

(オ) 規定等の状況

会則以外には、会計及び決裁権限に関する規定などは整備されていない。

イ 県と本件団体の関係について

(ア) 会員である県職員

会員である県職員は、当時、本件団体の事務局員として、会員間の連絡調整及び活動状況の取りまとめを行っていた。

(イ) サービスの取扱い

団体の事務局に従事する県職員のサービス上の扱いは、職務であると考えており、本件団体に関する事務も職務と考えていると道路課は説明している。

(ウ) 本件団体の作成資料

平成19年11月17日に「高知県の道路整備の促進を求める緊急集会」で発表した首都圏アンケート調査結果及び県民総決起大会で発表した「道路特定財源の暫定税率廃止による影響」などの資料は、道路課が作成したもので、本件団体が独自に作成した資料はない。

ウ 活動状況

主な活動状況は、次のとおりである。

(ア) 首都圏アンケート調査の実施

(イ) 県民総決起大会の主管、国に対する要望活動

(ウ) 平成20年2月28日の道路特定財源の暫定税率維持に理解を求める広報活動(街頭でのチラシ配布)

(エ) 平成20年8月8日の「どうなる。命の道一般財源化後の道路整備を考える高知県緊急集会」で、司会とパネラーを行い、同年8月20日に上記の緊急集会での決議等を国土交通大臣へ要望

2 監査委員の判断

(1) 本件旅費の支出が条例第1条第2項第14号に規定する公務の補助に当たるか否か。

ア 旅費支出の根拠について

請求人は、第14号は条例第1条第2項第1号から第13号までに準じた行為を規定しているものであって、今回の要望活動のようなものは第14号に該当しないと主張している。その根拠として、今回の事例は労務の提供ではなく、要望という意思表示であり、条例が想定していないことを挙げている。

確かに、第1号から第13号までに掲げられている者は、法令に根拠規定がある場合である。

しかし、第14号には、「第1号から第13号までに準ずる者」というような文言はない。

このことから、第14号の規定は、第1号から第13号までに類似するものに限定する趣旨であると解釈しなければならない理由はない。

第14号は、公務の遂行の補助について、補助の内容を限定しているわけではなく、すべてを例示して記載することができないために設けられているものと考えられる。

したがって、今回の要望活動が第1号から第13号までに準じたものではないとしても、そのことをもって第14号に該当しないとは言えない。

イ 依頼の有無について

請求人は、公務の補助の依頼を行ったことを証する文書がないことから、正式な依頼手続が行われていないと主張している。

しかし、道路課は、対象となる旅行者の選定を回議書で決裁しており、所属で意思決定を行っている。

また、1-(2)-オの(エ)のとおり、今回の国への要望活動に関して、日程等の調整を道路課が行っている。当然のことながら、本件団体の会長等と日程等を調整し、その上で要望を行っていることからすれば、県からの依頼がなかったとは考えられない。

したがって、公文書が存在しないことをもって県からの依頼がなかったとは言えない。

なお、県には、公文書で依頼しなければならないという規定はないが、外部の者に旅行を依頼する場合は、文書により必要性などを明確にしておくべきである。

ウ 公務の遂行の補助について

1-(2)-オの(オ)のとおり、県は、道路特定財源など道路整備に必要な財源を維持し、遅れている本県の道路を早期に整備する必要があるとして要望活動等を行ってきた。今回の要望活動もその一環であったことからすれば、当然、公務に該当する。

なお、要望書に県の名前がないものの道路課長が同行しており、公務の遂行に該当しないとは言えない。

また、今回の要望活動が条例第1条第2項第14号の「公務の遂行の補助」に当たるかどうかは、公務の遂行に密接な関連があったかどうかで判断する必要がある。

そこで、今回の要望活動を見てみると、旅行依頼、人選及び要望の日程調整等を県が行っており、県職員2名が同行している。

さらに、会長等は、県と同様の目的をもって要望していることが認められる。

したがって、本件旅費の支出は、公務の遂行に密接な関連があったと認められる。

以上のことから、本件の旅費の支出は、第14号のところの「県の依頼に応じて公務の遂行を補助するために旅行した者」に対するものであったと言える。

(2) 公務の補助の必要性について

請求人は、要望活動は県職員で十分可能であり、不要、不急の誤った公費の支出であると主張している。

しかし、地域で活動する女性の生活体験に基づいて道路整備の要望を行うことは、臨場感があり、また説得力があることを否定すべき理由もない。

また、県が地域の実情を訴える手段として本件団体の会長等に依頼する必要があると判断したことについて、道路整備が著しく遅れているという県の状況からすれば、このことが誤りであったとは言えない。

以上のことから、公務の補助を依頼する必要性がなかったとは言えない。

(3) 公平性について

請求人は、特定のグループのみを保護、支援するのは公正、公平を欠き許されないと主張している。そこで、本件団体の会長等に対する公務の補助の依頼が公平性を欠き裁量権を濫用あるいは逸脱したものであるか否かについて判断する。

そもそも、今回の要望活動は、遅れている県の道路整備の促進と財源の確保を求めるため、生活体験に基づいた実情を訴え、結果として県の要望の実現を図ろうとするものである。

また、1-(3)のウのとおり本件団体は、道路整備の促進について地域で活動してきたことがうかがえる。

したがって、道路課が本件団体の会長等に依頼したことが著しく公平性を欠いたものとは認められない。

(4) その他の事項について

請求人は、県が特定の団体と癒着して事務局を担当することを廃止した経緯があり、本件支出は県の内部規律に反し合理的理由がないと主張している。

しかし、県には、任意団体の事務局を置くことに当

たつて、その手続等を定めた事務取扱要綱などの規定はない。

したがって、本件団体の事務局を道路課内に設置したことが、県の内部規律に違反しているとは言えず、このことによって旅費の支出が違法・不当となるものではない。

以上のことから、本件における請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断する。

第4 知事に対する意見

今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

本件団体の事務局の設置に当たって、文書での決裁がなされず、課長の判断のみで行われている。このような事務処理がなされたのは、外部の団体の事務局を県に置く場合の取り扱いについて、要綱等の特段の規定がないためである。

しかし、県に外部団体の事務局を置くことは、県の事務事業の遂行にも少なからず影響を及ぼすことから、設置に当たって必要な規定を整備すべきである。

また、事務局を県に置く場合は、その必要性を慎重に判断するとともに、サービスの取扱い及び経費負担など県との役割分担を明確にすることによって、県民への説明責任を果たすべきである。

別紙

出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、出頭者、鑑定人等に支給する報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにそれらの支給方法について定めるものとする。

2 前項の「出頭者、鑑定人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第109条第5項、第109条の2第4項又は第110条第4項の規定により出頭した参考人、同法第199条第8項の規定により出頭した関係人、同法第251条の2第9項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに同法第109条第4項、第109条の2第4項又は第110条第4項の規定による公聴会に参加した者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第32条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人
- (3) 労働組合法（昭和24年法律第174号）第22条第1項の規定により出頭した者又は同法第27条の7第1項第1号の証人
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第3項の規定により出頭した参考人
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項の規定により出頭した証人
- (7) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第65条第1項（同法第94条第6項（同法第124条第3項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による鑑定人及び出頭した参考人
- (8) 土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第1条の7の5第3項第2号に規定する鑑定人及び出頭した参考人
- (9) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第101条第1項（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第130条において準用する場合を含む。）の規定により出頭した関係人又は診断若しくは検案をした医師若しくは歯科医師
- (10) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第43条第2項の規定により出頭した参考人
- (11) 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第10条に規定する鑑定人及び出頭した参考人
- (12) 介護保険法（平成9年法律第123号）第194条第1項の規定により出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等
- (13) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第103条第1項の規定により出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等
- (14) 前各号に掲げる者を除くほか、県の依頼に応じて公務の遂行を補助するために旅行した者

人 事 委 員 会 規 則

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月23日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第1号

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「」第9条第3号、第5号又は第6号」を「。以下この号において「規則」という。）」に、「警察官（死亡した者に限る。）の昇任の選考に関する事。」を「次に掲げる事務」に改め、同号に次のように加える。

ア 規則第6条第1項の規定による採用試験の実施協議（身体検査の実施方法のうち検査項目若しくは判定基準又は体力試験若しくは実技試験の実施方法のうち試験項目若しくは採点基準の変更に係る協議を除く。）の承認に関する事。

イ 規則第6条第2項の規定による昇任試験の実施協議（受験資格、試験科目又は採点基準の変更に係る協議を除く。）の承認に関する事。

ウ 規則第9条第3号、第5号又は第6号の規定による警察官（死亡した者に係る。）の昇任の選考に関する事。
 第2条中第23号を第24号とし、第12号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 警察官採用試験を共同で実施することに関して協定を締結した団体との間で行う事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年3月9日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 対象業務の名称及び数量

平成21年度高知県総合防災情報システム運用保守業務委託一式

(2) 対象業務の特質等

別に作成する仕様書による。

(3) 対象業務の履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 国又は地方公共団体において、平成18年度以降に防災情報システムの構築業務又は運用保守業務のそれぞれにおいて受注及び業務遂行の実績を有すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県危機管理部危機管理課

電話番号088-823-9311

(2) 入札説明書の交付方法

平成21年3月9日（月）から同月25日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に（1）の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成21年3月30日（月）午前10時

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎3階防災作戦室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した国又は地方公共団体での平成18年度以降の防災情報システムの構築業務又は運用保守業務のそれぞれにおける受注及び業務遂行の実績を証明する書類を平成21年3月25日までに提出しなければならない。

なお、開札の日までの間において、知事から当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 資格審査に関する事項

2の(2)の入札参加資格を有しない者で、入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、高知県会計管理局総務事務センター一会計物品担当へ提出すること。ただし、平成21年3月19日（木）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、参加資格が与えられない場合がある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を必ず申し出ること。

(8) 調達手続の停止等

平成21年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件調達手続について停止等を行うことがある。

(9) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Commission Name: Subcontracting of the Operation and Maintenance of the Kochi Prefecture Comprehensive Disaster Prevention Information System for Fiscal 2009

(2) Deadline for Tender: 10:00 A.M. on Monday 30

March 2009

(3) Department in Charge: Disaster Management Division, Department of Disaster Management, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9311

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月23日

高知県住宅供給公社理事長 浜口 収

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜

土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池

赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宝永	安芸市宝永町
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目

- 3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
 - (1) 公営住宅法第47条第3項各号に掲げる業務（同項第4号、第6号及び第7号に掲げる業務を除く。）
 - (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで